

三重とこわか国体・三重とこわか大会ウェブサイト構築業務委託仕様書

1 業務名

三重とこわか国体・三重とこわか大会ウェブサイト構築業務

2 業務目的

平成 33 年に三重県で開催する三重とこわか国体及び三重とこわか大会を県民力を結集した大会とするためには、両大会の開催に向けた情報を迅速かつ広域に発信することが必要である。そのため、情報が集約され、県民が収集しやすいウェブサイト（以下「本サイト」という。）を構築することを目的とする。

3 業務委託期間

契約日から平成 31 年 3 月 31 日（日）まで

本サイトの運用開始は平成 30 年 12 月初旬を予定

4 業務内容

三重とこわか国体（以下「国体」という。）及び三重とこわか大会（以下「大会」という。）の開催に向けて、国体及び大会（以下「両大会」という。）の情報を迅速かつ広域に発信するため、次の業務を行う。

(1) ウェブサイトの機能要件

ア ウェブサイト全体概要

第 76 回国民体育大会三重県準備委員会事務局（以下「事務局」という。）の想定するウェブサイトは次のとおり。

(ア) 国体・大会それぞれのサイトを設け、新着情報やトピックスが更新日付順に掲載されるデザインとすること。

(イ) 両大会トップページにリンクする総合トップページを設けること。

（なお、総合トップページには、両大会の新着情報等を記載すること。）

(ウ) 「サイト構成図（案）」のとおり、重要コンテンツについてはカテゴライズし、情報を入力しやすいデザインとすること。

なお、総ページ数は 150 ページ程度を想定している。

(エ) サイト内に外部動画サイトである YouTube を利用できるサイトを構築すること。

(オ) 総合トップページ、国体トップページ、大会トップページ及び企業協賛ページ下部に協賛企業のバナーを表示できるデザインとすること。

なお、バナー数は 20 程度、バナー 1 つあたりの大きさは 250 ピクセル×100 ピクセルを予定している。

(カ) 各ページはスマートデバイス対応のページとすること。

(キ) 国体・大会の開催までのカウントダウン表示(毎日自動更新)機能を設けること。

(ク) サイト内に検索機能を設けること。

(ケ) 問い合わせ用のメールフォームを作成すること。

(コ) SEO対策を念頭に入れたサイトとすること。

(サ) サイト閲覧者に対するレスポンスは、平常時 3 秒以内、ピーク時 5 秒以内を確保すること。

(シ) その他、先行して構築されている県や東京オリンピック・パラリンピックのウェブサイト进行调查・研究したうえで、構築すること。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 (<https://tokyo2020.org/jp>)

福井県 (<http://fukui2018.pref.fukui.lg.jp>)

茨城県 (<https://www.ibarakikokutai2019.jp>)

鹿児島県 (<http://kagoshimakokutai2020.jp>)

(2) サーバ構築・管理運営

ア サーバ

受託事業者がサーバを調達すること。

なお、アクセスの負荷、セキュリティを考慮して、日本国内のデータセンターに設置し、信頼度の高いサーバとすることとし、レンタルでも可能とする。

イ 管理運営

障害対応、保守・点検、不正アクセス防止等のセキュリティ対策及び効果測定を行い、その結果をもとに、継続的に管理運営方法の改善を行うなど、ウェブサイトの安定稼働に努めること。

ウ 管理更新

コンテンツの更新は、事務局員用パソコンからインターネットを通じてできるようにすること。

その際に、CMS管理更新画面にアクセスできないように、必要なアクセス制限を行うこと。

エ ドメイン

本業務で制作するサイトは、新たに取得する国体・大会専用オリジナルドメインとする。サイト公開期間中に費用が発生する場合は、見積りに含めること。

(3) コンテンツ

ア コンテンツの編集及び配信

(ア) CMSを導入し、事務局員が直接、各コンテンツを編集できるようにすること。

なお、CMSを導入するページについては、契約後、別途協議を行い決定する。

(イ) 各ページにはユーザ権限を与え、外部からも入力できるようにすること。

イ 自動表示機能

(ア) 特定のコンテンツを作成・編集した際に、その内容を総合トップページ等の新着情報・トピックス欄に自動的に表示させる機能を有すること。

(イ) 新着情報・トピックスへの掲載はそれぞれ掲載期間の設定が可能であること。

(ウ) 新着情報・トピックスへの自動掲載時にタイトルとともに「ジャンル」「日付」などの付加的な情報の表示の設定が可能であること。また、「日付」は任意で指定できること。

(エ) 新着情報・トピックスへの自動掲載時に、自動的にリンクを設定できること。

(オ) 新着情報・トピックスに掲載する場合、任意の期間にその情報が新着情報であることを示すためのマークの表示を可能とすること。

(カ) 新着情報・トピックスに掲載する場合、任意の件数だけを表示させる機能を有すること。

ウ 自動配信機能

- (ア) スマートデバイスに対応したページを自動生成する機能を有すること。
- (イ) 作成・編集したコンテンツの公開期間を「年」、「月」、「日」、「時」、「分」のレベルごとに設定することが可能であること。
- (ウ) コンテンツ単位で公開・非公開が設定できること。
- (エ) 更新の履歴を管理できること。

(4) データの移行

現在、三重県のサイト (<http://www.pref.mie.lg.jp/common/04/ci400003949.htm>) で公開しているコンテンツを、本サイトに移行すること。

なお、総ページ数は150ページ程度であり、移行先は業務開始後に別途指示する。

(5) 動作確認

ア 試験計画

- (ア) 設計内容が本番環境において、有効であることを実証するための適切なテストを行い、発見された問題について対応し、解消すること。
- (イ) 試験計画を立案、ならびに試験計画書を作成し、事務局の承認を得ること。
- (ウ) 試験計画書にもとづき、本番稼働前に試験を実施すること。
- (エ) 本番稼働環境と同等の利用環境下において、機能、性能、セキュリティ面を含め、目的の用途として利用可能な状態が保たれているか、十分な確認作業を行うこと。

イ 試験結果と判定

全ての試験結果が問題なく終了したことを記録した試験結果報告書を作成、報告し、事務局の承認を得ること。

なお、試験結果が設計内容の想定と異なる場合は、再度、設計から見直しを実施することも含め、対応すること。

ウ 操作説明書の作成

本サイトについて、保守業務に必要な操作説明書を作成すること。その内容については、事務局に説明を行い、承認を得ること。

エ 操作説明書の修正

- (ア) 運用作業内容の変更等により修正が発生した場合には、履歴管理を行ったうえで速やかに操作説明書を修正すること。
- (イ) 操作説明書の修正にあたっては事務局に説明を行い、承認を受けたうえで事務局に提出すること。

オ 各種報告書の作成・提出・報告

- (ア) 保守報告書について、定期レポート（月次）を作成し、提出すること。
- (イ) 保守作業報告書を、作業の都度、データ及び書面で提出すること。
- (ウ) 必要があれば対面での報告を行うこと。

(6) セキュリティ機能

ア 本サイトはサーバ環境に応じたシステム構築を行い、その他ソフトウェアやサービスはインストールしないこと。

イ ログイン時に使用するパスワードはSSLによる暗号化を行うこと。

ウ ログインIDによる表示制限または機能制限ができること。

エ ユーザの操作履歴を管理していること。

オ 更新中のコンテンツを他のユーザが更新できないような排他機能を有すること。

カ 情報セキュリティについて、自治体への導入実績があること。

(7) 業務全般にかかる共通要件

ア 業務管理要件

本業務の体制に関する要件は以下のとおり。

- (ア) 受託事業者は、本業務を確実に遂行する履行体制（支援体制を含む）を確保していること。
- (イ) 作業について十分な知識を有するものが責任ある立場で業務にあたること。
- (ウ) 作業に従事する者は、事務局員と十分な協力が図れる体制とすること。

イ 業務管理等

本業務に関する要件は以下のとおり。

- (ア) 受託事業者は契約締結後、速やかに業務計画書を作成のうえ、事務局に提出し、承認を受けたうえで業務に取り掛かること。
- (イ) 原則として、事務局と合意した業務計画書に従って作業を実施すること。
- (ウ) 業務の遂行にあたり、業務計画書の内容に変更が必要となる場合、事務局と協議し、承認を得ること。
- (エ) 必要に応じて適宜ミーティング等を実施し、報告及び作業内容の説明・協議を行うこと。
- (オ) 全ての作業において、事務局が提供した個人情報を含む業務上の情報は、細心の注意をもって管理し、第三者に開示または漏洩しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。

ウ 想定スケジュール

「三重とこわか国体・三重とこわか大会ウェブサイト構築業務委託契約」における作業スケジュールは以下のとおりである。

ア ウェブサイト調査	契約締結日～平成30年7月
イ 基本設計	契約締結日～平成30年8月
ウ 詳細設計	契約締結日～平成30年9月
エ システム構築	平成30年9月～平成30年10月
オ テスト稼働	平成30年10月～平成30年11月
カ 運用開始	平成30年12月～

エ コンテンツ追加作成の費用見積方法

運用開始後において、コンテンツを追加作成する場合の費用見積方法（コンテンツの種類ごとの単価表、SE単価、工数積算など）を提出すること。

オ サーバ拡張における費用見積方法

次年度以降、コンテンツ、ページ等については、開催年度に向けて増加していくことが見込まれるとともに、サイト閲覧者も増加することから、サーバを拡張する場合の費用見積方法を提出すること。

カ 説明会・教育の実施

本サイト稼働前及び稼働後に事務局に対して、本サイトについての説明及び各部分についての操作教育を実施すること。実施回数は1日で午前・午後の2回、実施時間は2時間程度とし、実施場所や方法については、事務局と協議し、決定すること。

5 委託業務の納品物件

(1) 納品物

- ア ウェブサイトデータ
- イ 設計書
- ウ コンテンツ内容の全打ち出し（カラー）
- エ その他事務局が指示するもの

(2) ドキュメント

受託業者は以下のドキュメントを指定された期日までに、事務局に納品すること。
納品方法は、電子媒体と紙面での納品を各1部とする。

なお、電子媒体のファイル形式については、事務局と事前に協議を行い、決定すること。

ア 業務計画書

業務計画書の内容は以下のとおりとする。

- (ア) 業務スケジュール
- (イ) 業務遂行体制・業務従事者名簿
- (ウ) 納入予定物品一覧

イ 各種設計書及び報告書

受託事業者は各工程の計画、成果を示すドキュメントを作成すること。

想定するドキュメントは以下のとおりとする。

ただし、各工程に着手する前に、当該工程において作成するドキュメントに関し、事務局と協議を行うこと。また、内容に関しては、事務局に説明を行い、内容の承認を得てから納品すること。

No	納品物	納品予定時期
1	基本設計書	平成30年8月
2	詳細設計書	平成30年9月
3	構築手順書	平成30年9月
4	試験計画書	平成30年9月
5	試験結果報告書	平成30年11月
6	操作説明書	平成30年11月
7	保守体制表	平成30年11月
8	保守報告書	運用開始後から契約終了まで、月次で報告すること
9	保守作業報告書	保守作業対応の都度提出すること
10	会議・打ち合わせ議事録	会議終了後提出（原則1週間以内）
11	業務完了報告書	業務完了後

6 通則

- (1) 受託事業者は、本業務を実施するにあたり、事務局に業務計画書（様式任意）及びページレイアウト図（様式任意）を提出し、詳細に協議を行い作業を進めるものとする。
- (2) 受託事業者は、本業務の趣旨を理解したうえで、業務を進めること。

7 動作保障

以下に掲げる要件をすべて満たすこと。

(1) 管理者環境

- ア 管理者画面等については事務局の利用環境として、Windows10 および Internet Explorer11 での動作確認を行うこと。

(2) 一般利用者環境

- ア 特定のブラウザに依存がなく、特に Internet Explorer、Safari、Chrome、Firefox 等での利用を可能とすること。
- イ 言語設定を除き、利用者側の各種 OS に依存しないこととし、特に、Windows7/8/10 及び Internet Explorer10 以上、iOS 6 以上、Mac OS X、Android 4 以上での動作確認を行うこと。
- ウ スマートフォンやタブレット端末については、レスポンシブルデザインとし、iPhone/iPad、Android の一般的な端末機で表示できるよう動作確認を行うこと。

8 セキュリティ対策

受託事業者は、本業務委託の実施にあたり、適切なセキュリティ対策を講じること。特に、構築するサイトについて、不正アクセス等を防止するため、検査完了時点で既知の脆弱性に対して適切な対処を行うこと。

また、サイトの運用にあたっては、「別記 特記仕様書」を遵守すること。

なお、構築作業を実施するため端末機や外部媒体を作業場所に持ち込み使用する場合は、ウイルス対策を万全にし、接続前に必ず事務局の了解を得たうえで作業を行うこと。使用した機器を持ち出し、再度接続する場合も同様とする。

9 瑕疵担保責任

- (1) 業務完了後、1年以内に受託事業者の責めに帰すべき事由による障害等が発生した場合は、速やかに是正措置を講ずるとともに、これに要した費用はすべて受託事業者の負担とする。
- (2) 障害対応を実施した場合において、受託事業者は事務局が指定する期日までに、障害が生じた具体的内容、原因、実施した対処措置等を取りまとめた報告書を提出すること。

10 機密保持

- (1) 本業務においては、三重県電子情報安全対策基準（三重県情報セキュリティポリシー）を遵守して行うこと。当該ポリシーに抵触する行為又は事象が発生した場合や、そのようなおそれがある場合は、事務局に報告を行い、指示のもと速やかに対応すること。
なお、三重県電子情報安全対策基準については、契約後に開示する。
- (2) 業務遂行上知り得た個人情報及び三重県の機密事項については、本業務のみに利用するものとし、契約期間中又は契約終了後を問わず第三者に漏洩しないこと。

11 検査

- (1) 契約期間満了後、業務完了報告書を提出すること。
- (2) 構築検査日時については、本稼働前に別途指示する日時とし、納入期限までに事務局が指示する物品を納入すること。
- (3) 事務局が安定稼働期間において納入物品の内容を精査するため、受託事業者は内容に関する質問対応及び納入物品の不具合に対し速やかに対応すること。

12 サポート

- (1) システムの円滑な運用を確保するため、運用マニュアル・各種手順等を用いて事務局に対して操作方法の説明を行うこと。
- (2) 納品後、契約期間終了までの間に不具合が発生した場合は、迅速に対応を行うこと。
- (3) 契約期間内において、サーバOSに適用するセキュリティパッチ等について、適用した場合の影響を確認すること。不具合が発生する場合は適用までに速やかに連絡し、対応について協議すること。

13 緊急時業務の体制

(1) アプリケーションに障害が発生（不正なアクセスやシステムへの攻撃、ウイルス等による障害の発生を含む。）した場合には、障害箇所の切り分け作業、影響範囲の調査、即時対処、根本対応を行うこと。

平日 8 時 30 分～17 時 30 分に発生した場合には、速やかに対応を行うこと。

それ以外の日時（年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を含む。）については、翌営業日の対応を基本とするが、システム運営に重大な影響を及ぼすと見込まれるときは、事務局の指示により、速やかに対応を行うこと。

また、障害復旧の後、その原因と対策について文書で報告すること。

14 受託事業者の留意事項

(1) 本委託業務に関する責任体制及び従事者の氏名、その他必要な事項を事務局に通知するものとする。

(2) 本サイトで使用する上記ソフトウェアの設定・障害対応が十分可能な能力を持ったものを従事者としてすること。

(3) 従事者を変更する場合は十分な引継ぎを行い、業務に支障をきたさないようにすること。

(4) 構築において発生する打ち合わせ内容は議事録を作成し、速やかに提出すること。

(5) 本サイトの開発環境（開発用のハードウェア、開発ツール等のソフトウェアを含む）、作業場所、その他必要となる環境については、受託事業者の負担と責任において確保すること。

(6) 本サイトの本番環境の設定に関する調査・検討、設計、設定及び稼働確認等の一連の業務を委託範囲に含め、契約書及び仕様書に明示されていない事項でも、その履行上必要な事項については、受託事業者と事務局が協議のうえ、これを行うものとする。

(7) 受託事業者は何人に対しても、委託期間中または委託期間終了後を問わず、業務上知り得た業務の一切を漏らしてはならない。

(8) 受託事業者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

(9) 原則として再委託は禁止する。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、事務局の承諾を得た場合はこの限りではない。

(10) 本仕様書に記載されている全ての業務に対し、いかなるケースにおいても、別途費用を請求することはできない。ただし、仕様変更による追加費用については別途協議を行うこととする。

(11) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が発生した場合は、事務局と協議のうえ、定めるものとする。

15 著作権

(1) 本サイト構築に使用する一切のプログラム、プログラム構成部品、データ、素材、納品物件等に関する著作権は、事務局に帰属するものとする。

(2) 受託事業者が従前より保有している著作物の著作権に関しては受託事業者に帰属するものとするが、事務局はその使用权及び翻案権を有するものとする。

16 履行場所

三重県庁（三重県津市広明町 13 番地）

その他、県が指定した場所